

平成30年度 財政援助団体等監査（2）監査結果措置状況

《市民福祉スポーツセンター指定管理者》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(1) 指摘事項 ① 使用料について仕様書に基づいた適正な事務を行うべきもの 仕様書では、「毎土曜日は、障害者の専用使用日として全館（プール、トレーニング室、体育館）を無料開放とする。」こととしているが、センターが自主事業で障害者を対象に行っているチャレンジスイミングスクールで条例に基づく使用料300円を本市に対して納付していた。 本市所管局は、仕様書に基づき使用料を無料とし、センターに対して使用料については徴収しないよう指示するべきである。	指定管理者に対して、土曜日における自主事業については使用料を徴収しないよう、また、収入を使用料として市へ納付しないよう指示した。 さらに、過去5年間に指定管理者が市に納付した、土曜日に実施した自主事業分の使用料については、市から指定管理者へ返金を行う。	措置済
② 業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる際に本市の事前承諾及び資料の提出を行うべきもの 指定管理協定書では業務の再委託等を制限しており、指定管理者は業務の執行にあたり本市の書面による事前承諾を受けた場合は当該業務の一部に限り第三者に再委託し、又は請け負わせることができるとされており、その場合には第三者との間で締結した契約書の写しその他本市が必要と認める資料を本市に提出しなければならないとされている。 センターの指定管理業務のうち、次の事例の業務を第三者に委託又は請け負わせているが、第三者との契約書の写し等が本市に提出されておらず、また本市も承諾を行っていなかった。 指定管理協定書に沿って、契約書の写しを本市に提出し、事前に本市の承諾を受けるべきである。 (事例) ・プール洗浄作業 ・ホームページ保守管理	指定管理者に対して、今後は協定書に沿って、第三者に業務の一部を再委託する際は、事前に本市の承諾を受けるよう指導した。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(2) 意 見 ① 履行保証に係る手続について 履行保証に係る保証金については、平成 26～29 年度における協定書で約 190 万円をセンターが本市に対して納付しているが、新たに平成 30～31 年度に協定を締結した際に前回の保証金を特段の手続を行わないまま受け継いだ形となっている。 結果的に同一事業者が同一金額で指定管理者となったため保証金の金額も同額となるが、協定書では保証金の継続についての記載はない。 手続に関する記載がない以上、保証金を返還後、再度保証金の納付等を行わせるべきであるが、事務の簡素化のため本市が継続して預かることとする場合においては、書面により双方が同意する旨の意思決定を行ったうえで行われたい。	平成 26～29 年度における協定書に基づき、約 190 万円を指定管理者が市に対して保証金として納付しているが、この保証金については、平成 30～31 年度の協定書に基づく保証金として市が継続して預かることとする旨の覚書を平成 31 年 4 月 1 日付で締結した。	措置済
② 使用料の収納にかかる領収書の交付について 協定書第 8 条第 2 項で、「指定管理者は使用料を収納したときは、納入者に領収書を交付しなければならない。」と規定されている。しかし、現状では使用料の収納は券売機で行い、領収書の発行を希望する利用者は、券売機の領収書発行ボタンを押すか、もしくは職員に領収書の発行を依頼して受取るようになっており、協定書とは違う取扱いとなっている。 今後もこの方式によるのであれば、次回協定を締結する際には、実態に沿った内容で協定を締結されたい。	実態に合わせ「領収書を交付することができる」との内容に協定内容を変更する協定を平成 31 年 4 月 1 日付で締結した。	措置済